

那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における雇用の拡大及び産業の振興に寄与することを目的とし、次の各号のいずれかに該当するものに対し予算の範囲内で行う助成金の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(1) 企業立地

市外から本市内に自社の使用のための、事務所、店舗、工場、倉庫等(以下「事務所等」という。)を設置すること。

(2) 新規創業

本市内にて新たに事業を始めるために、自社の使用のための、事務所等を設置すること。ただし、本市にて既に事業を営んでいる場合には、対象事業を始める場合のみとする。

(対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 先導的情報通信関連産業(ソフトウェア開発、情報システム開発、ソフトウェア作成、ゲーム制作、ウェブコンテンツ制作、デジタルコンテンツ制作等)
- (2) 先導的な取組を展開している産業(バイオ、半導体等)(農水資源・微生物を用いた機能性食品や化粧品開発、バイオ医薬品、医療材料開発、医療診断技術の研究開発、研究用試薬の開発、遺伝子・タンパク質の研究開発・解析サービス、ペロブスカイト等)
- (3) その他、広域的もしくは新たなコンテンツの取組を展開している産業(新技術の開発、革新的サービス提供等)

(対象企業)

第3条 助成金の交付の対象となる企業は、第1条の定めに該当し、かつ、市税の滞納がない者で、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第1号及び第2号の会社又は所得税法第229条に基づく届出を行った個人事業主とし、申請後も次の各号に掲げる区分により当該各号に定める要件に該当するものとする。

(1) 賃借型助成金

新たな賃借により本市内に事務所等を立地したもののうち、賃借から6月を経過している、かつ本市内で3年以上の立地が見込まれるもの。さらに、申請時に那覇市民を1人以上雇用していること。ただし、国及び地方公共団体から公益性を有する支援を受けている事務所等、及び独占性・排他性が認められない事務所等(レンタルオフィス等)は、助成対象外とする。

(2) 建設型助成金

新たな建設(新設又は増設)または建物購入により本市内に事務所等を立地したもののうち、申請時に那覇市民を1人以上雇用していること。

2 前項の対象企業については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないものとする。また、那覇市が警察等に照合することについて承諾できるものとする。

(算出基準)

第4条 助成金は、次の各号に定める基準に基づき算出する。

(1) 賃借型助成金

1 企業当たり100万円を限度額とし、事務所等の月額支払賃料(共益費等、消費税を除く。)の2分の1に相当する額を基準に算出し、最大12月分とする。

(2) 建設型助成金

建設により立地したものについては、建設した事務所等に係る家屋固定資産税額を助成し、購入により施設を取得したものについては、家屋固定資産税額の2分の1を助成する。ただし、建設・購入のうちいずれの場合も200万円を上限額とする。

2 前項各号に係る助成は、一企業当たり、各号につき1回限りとする。

(対象期間)

第5条 申請は、次の各号に定める区分により、当該各号に定めるときまでに行うものとする。

(1) 賃借型助成金の申請は、賃借開始から6月を経過し、賃借開始年度を含めた2会計年度以内とする。ただし、1月2日から3月31日に立地した場合は、賃借開始年度を含めた3会計年度以内とする。

(2) 建設型助成金の申請は、固定資産税が初めて賦課される当該年度内とする。

2 申請を受け付ける時期は、原則毎会計年度9月とする。ただし、市長が必要と認める場合は、申請時期及び期間の変更、追加募集を実施することができるものとする。

(交付申請)

第6条 申請は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第1号様式又は第2号様式)に、賃借型助成金にあつては第1号から第8号まで及び第11号から第14号、建設型助成金にあつては、第1号から第7号まで及び第9号から第14号までの書類を添付して行わなければならない。

(1) 企業概要及び事業計画書

(2) 法人登記簿謄本(会社のみ)

(3) 雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険証の写しを添付、正規雇用の場合は労働条件通知書又は雇用契約書の写しも添付)

(4) 営業証明書

(5) 納税証明書

(6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去2期分までの貸借対照表及び損益計算書。ただし、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は代表者の所得証明書等の資産状況のわかる書類

(7) 誓約書(第3号様式)

(8) 賃貸借契約書の写し

(9) 不動産登記簿謄本

(10) 課税の明細のわかる書類(最新の固定資産税の課税通知の写し等)

(11) 位置図

(12) 事務所内部及び建物外観写真

(13) 企業案内パンフレット等

(14) その他市長が必要と認める書類

(企業立地促進奨励助成金適用審査会)

第7条 市長は、助成金を適用するにあたり那覇市企業立地促進奨励助成金適用審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第8条 審査会は、次の事項について審査する。

(1) 助成金の申請を受理した企業の事業内容、雇用効果及び市経済活性化への効果に関すること。

(2) 助成金の交付決定に関すること。

(3) その他助成金の交付に関して必要と認められること。

(組織)

第9条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、経済観光部長をもって充て、副会長は同部副部長をもって充てる。

3 委員は、商工農水課長、観光課長、なはまち振興課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第10条 会長は、必要に応じ審査会を招集し、これを主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、商工農水課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(交付決定)

第13条 市長は、審査会の審査結果に基づき、当該事業年度の予算の範囲内で助成金の交付を決定する。

2 前項の交付決定にあたっては、市長は、申請者に対して那覇市企業立地促進奨励助成金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第14条 規則第6条の規定により承認を受けようとする者は、那覇市企業立地促進奨励助成金変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

(事業の承継)

第15条 交付決定を受けた者から相続、合併、譲渡その他の事由によりその事業を承継した者(以下「承継者」という。)は、前条による交付決定を受けた者とみなす。

2 承継者は、承継の事実が発生したときには、速やかに那覇市企業立地促進奨励助成金事業承継届(第6号様式)を、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定による報告は、市長が定める日までに那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第7号様式)に賃借型企業立地においては、賃貸料支払証明書(第8号様式)を、建設型企業立地においては、固定資産税の納税が分かる書類を添付するものとする。

(確定通知)

第17条 規則第13条による通知は、那覇市企業立地促進奨励助成金確定通知書(第9号様式)によるものとする。

(助成金の交付)

第18条 前条の通知を受けた者は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付請求書(第10号様式)により助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の助成金交付請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

(決定の取消し通知)

第19条 規則第16条の規定による通知は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付決定取消通知書(第11号様式)によるものとする。

(返還命令)

第20条 規則第17条の規定による返還命令は、那覇市企業立地促進奨励助成金返還命令書(第12号様式)によるものとする。

(証拠書類の保存)

第21条 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する証拠書類について助成を受けた会計年度から5年間保存すること。

(追跡調査への協力)

第 22 条 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する市長からの追跡調査に助成を受けた会計年度から 5 年間協力すること。

付 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は平成 12 年 8 月 29 日から施行する

付 則

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は平成 15 年 10 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 17 年 2 月 16 日から施行する。

付 則

1. この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 17 年度に当該助成金の交付を受けたものの内、交付の対象となる期間が残っているものについては、引き続き継続申請をするものとする。

付 則

この要綱は平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

1. 第 5 条第 1 項第 1 号の規定に係わらず、平成 22 年 3 月 31 日までに立地した場合は、賃借開始後 3 年以内とする。

2. この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

付 則

1. この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 4 条第 3 項の規定については、申請時の状況において適用する。

付 則

この要綱は平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和4年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年9月19日から施行する。

付 則

この要綱は令和7年8月18日から施行する。